

愛媛県国民健康保険団体連合会理事会議事録

1 日時

令和8年2月16日（月）午後1時29分から午後2時25分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 理事

古谷 崇洋（理事長）

高橋 敏彦（常務理事）

岡原 文彰（理事）

中村 維伯（理事）

加藤 章（監事）

坂本 浩（監事）

4 議 題

(1) 議案

議案第 1号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画について

議案第 2号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について

議案第 3号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について

議案第 4号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（国保診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 5号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 6号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（出産育児一時金等に関する支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 7号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について

議案第 8号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

議案第 9号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出予算について

- 議案第10号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について
- 議案第11号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- 議案第12号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第13号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する報酬等支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第14号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- 議案第15号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第16号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第17号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出予算について
- 議案第18号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第19号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（後期高齢者健診等費用支払勘定）歳入歳出予算について
- 議案第20号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会損害賠償求償事務特別会計歳入歳出予算について
- 議案第21号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会一時借入金の限度額等について
- 議案第22号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会現金預入先金融機関について
- 議案第23号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第2次）について
- 議案第24号 愛媛県国民健康保険団体連合会国保データベース（KDB）システムに関する管理・運用業務規程の一部改正について
- 議案第25号 愛媛県国民健康保険団体連合会次期役員の選任について
- 議案第26号 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について
- 議案第27号 令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会提出議題について
- 議案第28号 令和7年度国民健康保険事業及び介護保険事業功労被表彰者の選定について

(2) その他

- 1 令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会収支予算書について
- 2 中期財政見通し（令和9年度から令和11年度）について（未定稿）
- 3 愛媛県在宅保健師等会について

5 議事の経過及びその結果

- (1) 理事定数6名中4名の出席及び2名の書面決議による出席により、愛媛県国民健康保険団体連合会規約第33条の規定による成立宣言を行う
- (2) 理事会の開催にあたり理事長から挨拶があった。
- (3) 本会規約第31条により、理事長が議長を務める。
- (4) 議事に先立ち議事録署名者2名の指名を行い、全員異議なく承認された。
- (5) 議案の審議状況は次のとおりであった。

議長 それでは議事に入る。議案第1号「令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合事業計画について」事務局の説明を求める。

事務局 議案第1号、令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会事業計画を次のとおり定めたい。

1 事業方針

国民健康保険は、被用者保険の適用拡大や、少子化等の影響により、被保険者が減少し、後期高齢者医療制度は、団塊世代が後期高齢者に移行した後も、人口減少の影響により、被保険者数は伸び悩んでいる状況である。

このため、国民健康保険と後期高齢者医療制度を合わせた審査支払手数料の総額は、令和7年度から減少に転じると見込んでおり、この状況は、本会の財政運営に中長期的な影響を及ぼすものと想定している。

また、国が進める医療DXの進展や、医療制度の改正により、本会の業務を取りまく環境は、大きな転換期を迎えている。

このような情勢を踏まえ、本会は保険者の共同体としての責務を十分認識し、効率的な組織運営と、AI等、先進技術の活用の可能性を踏まえた、業務効率化の推進により、財政の安定化を目指すとともに、これまで培ったきたノウハウや専門性を活かし、保険者支援の充実に取り組むことで、保険者の医療・介護・福祉の業務支援を総合的に行う機関を引続き目指していく。

2 令和8年度における新規・主な重点事業について

以上の事業方針を踏まえて、令和8年度における新規事業・重点事業について、以下の7項目の取組みを行う。

(1) 審査支払事務効率化・標準化に向けた取組み

支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用に関して、令和8年度以降に本格化するシステム開発の進捗に注視しながら、以下の項目も合わせ、更なる審査支払業務の効率化・標準化の推進に取り組んでいく。

(2) 保険者業務の標準化支援

保険者が個別に導入・運用している国保事業状況（月報）報告システムを、本会を運用主体とする共同利用型のシステムに切り替えることで、国への報告、補助金の申請事務等の標準化・効率化、並びに経費節減を図る。

(3) 第三者行為求償事務の強化

国が推進する第三者行為求償事務の強化のため、職員の求償事務の専門性を高め、関係機関と連携を図りながら求償事案の発見手段の拡充に努めることで、保険者の求償事務に対する支援を強化する。

(4) 保健事業の充実

保険者が行う、第3期データヘルス計画の中間評価にあたり、KDBシステムを活用して、保険者が健康課題に応じて評価が実施できるよう支援を行う。

また、以下の事業を実施することで、保健事業の充実を図る。

(5) 介護保険事業の充実

第6期愛媛県介護給付適正化計画に基づき、愛媛県及び保険者が行う、介護給付・適正化への取組みを引き続き積極的に支援する。

(6) デジタル技術による業務効率化

AI技術導入の可能性を検討することにより、運営経費等の圧縮を図る。

(7) 医療DXへの対応

令和8年度から本格的に業務が開始される介護情報基盤と予防接種事務のデジタル化への対応については、関係機関との連携のもと、円滑な運用体制を構築し、制度の安定に寄与するとともに、本会の役割と機能の拡充を検討する。

具体例な事業内容は、議案書4頁以降を御確認ください。

議長 議案第1号について、説明したが意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見等ないため、採決に入る。
議案第1号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (全員異議なし)

議長 異議なしのため、議案第1号は原案どおり決定した。
続いて、議案第2号から議案第20号まで「令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会一般会計及び特別会計歳入歳出予算について」、並びに関連する議案第21号及び議案第22号までを一括して議題とする。
事務局の説明を求める。

事務局 令和8年度予算に関する議案が全部で19議案になる。
議案第2号から議案第20号までとなるが、「別冊1、令和8年度予算説明資料」を使用して説明する。

本会の歳入歳出予算は、厚生労働省通知に基づき、一般会計と国民健康保険や後期高齢医療の制度ごとに、7つの特別会計で経理している。

令和8年度の全ての会計の予算総額は、5,611億8,800万円であり、昨年度予算と比較し、23億3,900万円の増額となる。

また、各特別会計には、医療機関等へ診療報酬などを支払う支払勘定と、人件費・委託費などの事業経費を経理する業務勘定が存在しており、表の中で、全会計、再掲として、支払勘定、業務勘定と、退職手当特別会計の内訳を記載している。

支払勘定の前年度比較では、25億1,200万円の増額となる。その原因として、国保は被保険者の減少により医療費も減少しているが、後期・介護保険は高齢化により若干の伸びがあることから、全体として約25億円の増額となる。

一般会計及び業務勘定では、1億6,200万円の減額となる。その原因として、後期高齢者と特定健診においてシステムのクラウド化の対応が完了したため、令和8年度は費用が不要となったことによる。

退職手当特別会計は、1,000万円の減額となっている。

令和8年度の予算総額、全体像は以上となる。

各特別会計の支払勘定を、会計・制度別に説明する。

診療報酬、介護報酬等を保険者等から受入れ、保険医療機関等へ支払を行う支払勘定と、交通事故等による損害賠償金を加害者等へ請求し、保険者へ送金する損害賠償求償事務特別会計がある。

支払勘定等の予算計上にあたっては、制度改正や被保険者数の動向等、また、過年度の決算状況等を考慮し、医療費等の支払費用に過不足を生じさせない額を計上している。

診療報酬審査支払特別会計は、主に国民健康保険の医療費を取り扱う3つの支払勘定がある。

医療費本体を経理する支払勘定は、国保被保険者減少に伴い、令和7年度と比較して、29億3,200万円減額の967億8,800万円を計上している。

公費支払勘定は、主に国の公費負担医療を経理しており、福祉医療費が減少傾向であることから、1億1,700万円減額の126億2,500万円を計上している。

出産支払勘定は、出産時に被保険者に給付される出産育児一時金の支払を経理しているが、人口減少等の影響により、3,500万円減額の2億8,000万円を計上している。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計は、後期高齢者医療制度における医療費と、公費負担医療を取り扱う。

医療費本体を取り扱う支払勘定では、高額療養費の伸びや令和8年度診療報酬改定を考慮し、5億9,900万円増額の2,329億2,900万円を計上している。

国保と異なり、同水準で医療費は推移すると考えている。

また、公費支払勘定では指定難病に関する公費負担医療の増加などを見込み、全体で2,000万円増額の25億4,400万円を計上している。

介護保険事業関係業務特別会計は、介護保険制度における介護給付費等を取り扱う。

支払勘定は、高齢化による介護給付費の増加実績から5億8,000万円増額の1,518億円を計上している。

また、公費支払勘定は、公費負担医療が微増ではあるが、令和7年度予算が過大であったため、2,200万円減額し11億7,000万円を計上している。

障害者総合支援法関係業務等特別会計は、障害者総合支援法等に基づき、障害者に対する給付と、障害児に対する給付を取り扱っている。

平成25年の制度施行以来、給付費は年々右肩上がりが増加しており、他の制度と比べても高い伸びを示している。

過去の実績から、障害介護支払勘定では41億2,200万円増額の467億7,400万円、障害児支払勘定では、3億7,600万円増額の113億7,700万円を計上している。

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計は、高齢者の医療を確保する法律により、国保被保険者と後期高齢者の特定健診・特定保健指導に要する費用を取り扱う。

支払勘定は、国保被保険者の減少により1億3,000万円減額の8億8,000万円を計上している。

また、後期支払勘定は、近年の後期高齢者の健診受診率の向上や、団塊世代の後期高齢者への移行の影響から、3,700万円増額の4億5,000万円を計上した。

損害賠償求償事務特別会計は、交通事故等の損害賠償金を損害保険会社や加害者本人から受入れ、市町等保険者に送金するが、実績により1,360万円増額の4億8,400万円を計上している。

以上が5つの特別会計の支払勘定と損害賠償求償事務特別会計の予算説明となる。これらは、歳入と歳出が完全に一致する勘定である。

また、支払勘定の総額については、5,581億円であり、連合会予算全体の約99.45%と大宗を占めている。

一般会計及び各特別会計の業務勘定について、歳入では市町等からの負担金・手数料の受入れ、歳出では委託料・人件費などの支出の事業運営に要する費用を経理している。

高齢化や被保険者数の急激な減少により、手数料収入が減少している診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）のような会計もあるが、予算計上にあたっては、紙帳票の電子化推進等により経費削減に努め、各手数料単価、一般負担金については、令和7年度と同額としている。

各会計の予算について、主な増減理由を、ポイントを絞って説明する。

一般会計は本会業務全体に係る庁舎管理費や、システム費用、全職員の人件費を経理している。令和7年度予算と比較して、1,370万円の増額となり10億5,500万円を計上している。

主な増加原因は、今年度10月から有料となった金融機関への振込手数料が、全年度分発生するなど総務管理費の増額による。

診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）は、国民健康保険の審査支払業務を経理している。令和8年度予算は、8億8,700万円と2,400万円の減額となる。

歳入は、国保被保険者数の減少による審査支払手数料の減額。歳出は、国保中央会でのシステム運用費となる国保中央会負担金が減額となったことによる。

後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務関係）は、後期高齢者の審査支払業務を経理している。

令和8年度予算は、6億6,700万円と9,600万円の大幅な減額となる。

原因として、令和7年度予算には後期請求支払システムのクラウド化が行われ、その費用を計上していたが、7年度中に完了したため予算規模が大幅に減少した。

歳入を見ると、後期高齢者数は若干の伸びを見込んでいることから、審査支払手数料を増額、システムのクラウド化が完了することから、その費用を繰り入れていた積立金繰入金を減額する。

歳出では、同じくシステムのクラウド化完了により審査支払管理費（システム導入費用）を減額する。また、中央会でのクラウド利用料の発生にともない、中央会負担金を増額している。

介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）は、94.5万円増額と、令和7年度とほぼ同規模で推移している。

歳入は、給付費等審査支払手数料と繰入金の増額。

負担金は、マイクロソフト社のライセンス利用料が、令和8年度は発生しないため減額となる。

歳出は、審査支払管理費を減額し、令和8年度から10年度の負担金が整理されたことにより、中央会負担金を減額している。

障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）は、前年度比では921万円の増額となる。

歳入は給付費等審査支払手数料と積立金繰入金を増額し、歳出は国保中央会負担金と諸支出金を増額している。

特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）は、国保、後期高齢者の特定健診のデータ管理や健診事業の経理をしている。

予算額が令和7年度の1億3,100万円から令和8年度は6,500万円に大幅に減少している。

原因としては、令和7年度にシステムのクラウド化があり、令和8年度は、その予算が不要となったことによるものである。

歳入については、システム費用を繰り入れる減価償却引当資産繰入金を減額、歳出ではシステム管理費を減額している。

以上が、一般会計と各業務勘定の状況であるが、これらを集計したものが、「別冊1」1頁の表の再掲欄中段となり、前年度との比較で1億6,200万円の減額となる。

以上が、事業経費を経理する一般会計と各特別会計業務勘定の説明となる。

各種積立金の予算について説明する。

各積立金の保有については、厚生労働大臣通知により認められており、積立期間や総額については、毎年9月に厚生労働大臣に積立計画の提出を行っている。

(1) 財政調整基金積立資産

事業運営上の不測の事態による収入減を補填し、財政の安定を図るため積み立てるものになる。全ての会計で積立目標額に達しているため、令和8年度当初予算では未計上とし、各会計の合計額1億7,100万円は、令和8年度末の保有予定額となる。

(2) ICT積立資産

審査支払業務等の高度化・効率化のために、ICT等を導入する費用に充てるための財源として、積み立てるものになる。

後期高齢者特別会計業務勘定以外は、概ね積立目標額を確保していることから、後期のみ積立予定額の1,600万円を予算計上している。

令和8年度末の保有予定額は、5億3,200万円を見込んでいます。

(3) 電算処理システム導入作業経費積立資産

システム更改の際に要した導入作業費を積立上限額とし、システム導入時のデータ移行作業用等として積み立てるものになる。

令和8年度の各会計の予算計上額は、記載のとおりとなる。

(4) 減価償却引当資産

建物や電算処理システム等の固定資産の取得等に充てるため、取得額を上限に積み立てるものになる。

令和8年度の各会計での予算計上額は、記載のとおりとなる。

(5) 退職給付引当資産積立金

年度末において、職員全員が退職した場合における退職手当支給額を積立限度額として、積み立てるものになる。

令和8年度末の職員の勤続年数等を試算し、必要額を計上している。

最後に令和8年度職員給与の状況である。

正規職員、役職定年者、再雇用職員、嘱託職員を対象としており、令和7年度と比較して、職員数は同数、平均年齢は0.6歳あがり46.4歳となる。

給与総額は6億8,100万円となり、令和7年度と比較し178万円の増額と概ね同水準となっている。

以上が令和8年度予算の説明となる。

続いて議案書117頁をお願いします。

令和8年度本会一般会計および特別会計予算内の支出に充当するため、議案書117

頁の方法により、一時借り入れる。

1 借入金の限度額

- (1) 一般会計 400万円以内
- (2) 特別会計（業務勘定） 3,000万円以内
- (3) 特別会計（支払勘定） 20億円以内

2 借入利率

- (1) 一般会計 短期プライムレート以内
- (2) 特別会計（業務勘定） 短期プライムレート以内
- (3) 特別会計（支払勘定） 短期プライムレート－0.5%

3 借入先

理事長に一任する。

4 借入期間

予算執行上、必要の都度借り入れる。

なお、限度額・借入利率など、例年どおりの提案となる。

議案第22号、令和8年度における現金預入先金融機関を定めたい。

- 1 株式会社 伊予銀行
- 2 株式会社 愛媛銀行
- 3 愛媛県信用農業協同組合連合会

なお、こちらの3行の金融機関も例年どおりとなる。

以上、議案第2号から議案第22号まで、令和8年度予算及び関連の議案となる。

議長 只今一括して提出した議案について事務局から説明したが、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見なしのため、採決に入る。

議案第2号から議案第22号について関連があるため、一括して採決を行うことに異議はあるか。

役員一同 (異議なし)

議長 一括採決に異議ないと認める。

議案第2号から議案第22号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第2号から議案第22号は原案のとおり決定した。
続いて議案第23号「令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算補正（第2次）について」事務局の説明を求める。

事務局 議案書120頁をお願いする。
令和7年度本会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出予算を次のとおり補正したい。

「理事会議案書資料」と記載した資料にて説明する。

補正の理由として、現行の国保総合システムの開発は、国保中央会から連合会に対し、開発経費のうち国庫補助を除いた240億円が請求されシステム開発を行っている。

開発は既に完了し、令和5年度末から稼働しているが、調達時の入札等により、残額が全国で17億1,000万円発生している。

今般、残額が各国保連合会の拋出割合により返金されることとなり、その方法は令和7年度予算で支出する「国保総合システム負担金」と相殺されることとなった。

相殺額については2,190万2,171円となり、この金額が予算執行残額となる。

今回の予算補正は、この残額をICT積立資産への積み増し財源とさせていただきたい。

積み増しが必要となる理由は、令和13年1月の稼働に向け予定されている、支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用に係る開発費用は、現時点の国保中央会の試算では約350億円であり、この費用は現在国保中央会から示されている令和8年度以降の負担金には含まれていないことから、現状のICT積立資産では不足する恐れがある。

よって、予算執行残額を財源としてICT積立資産に積み増しを行い、令和9年度以降に請求が予定される審査支払システム共同開発・共同利用に係るシステム開発負担金の請求に備えたいと考える。

補正を行う会計は、診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）、補正金額は2,190万2,000円となる。

議長 議案第23号について説明したが、意見、質問はないか。

役員一同 （意見、質問なし）

議長 意見なしのため、採決に入る。
議案第23号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第23号は原案のとおり決定した。
続いて議案第24号「愛媛県国民健康保険団体連合会国保データベース（KDB）システムに関する管理・運用業務規程の一部改正について」事務局の説明を求める。

事務局 議案書123頁をお願いする。
本会国保データベースシステムに関する管理・運用業務規程の一部を改正する規程を、次のとおり定めたい。
改正理由は、国保データベースシステムが令和6年3月からクラウド化されたことに伴い、各連合会に設置しているサーバ等の各種機器は、国保中央会において一括管理されることとなった。
また、令和8年度以降、保守ベンダーの人件費単価の高騰及び円安等の要因により、国保中央会は連合会への「負担金」の請求額を引き上げるとともに、根拠規程の名称変更を行った。
それに伴い、本会においても当該システムに関する管理・運用業務規程の一部改正を行いたいというものになる。
議案書124頁に、規程の一部改正の案を改正前と改正後で記載している。
125頁には、次を附則としている。
施行日は令和8年4月1日、第7条第1項に規定する負担金について、令和8年度から令和10年度の3年間は記載のとおり減額する。その減額分については、本会で保有する積立金を補填する。

議長 議案第24号について説明したが、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見なしのため、採決に入る。
議案第24号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第24号は原案のとおり決定した。
続いて、議案第25号「愛媛県国民健康保険団体連合会次期役員を選任について」事務局の説明を求める。

事務局 議案書126頁をお願いする。
現在の本会理事及び監事は、令和8年3月31日をもって任期満了となるため、その後任者について選任を求める。
理事会議案書資料3頁をお願いする。
次期役員候補者については「平成17年度通常総会における申合せ事項」に基づき、各選出母体に依頼したところ、（理事会議案書資料）4頁の一覧のとおり、報告をいただいている。
また、学識経験者の理事は、本理事会で選出することになっており、愛媛県での経験が本会の円滑運営に資すると考えることから、引き続き、現常務理事の選任をお願いしたい。
なお、今後は令和8年2月25日の通常総会で理事と監事の選任を行い、新年度4月の臨時理事会により、理事長、副理事長、常務理事を互選する運びとなっている。
なお、任期は令和10年3月31日までの2年間である。

議長 議案第25号について説明したが、意見、質問はないか。

役員一同 （意見、質問なし）

議長 意見なしのため、採決に入る。
議案第25号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 （異議なし）

議長 異議なしのため、議案第25号は原案のとおり決定した。
続いて、議案第26号「令和8年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会の日程について」事務局の説明を求める。

事務局 議案書127頁をお願いする。
令和8年度本会通常総会の日程について、次のとおり定めたい。
日程は、令和8年7月31日（金）午前1時30分から午後3時まで。

開催方法は、オンライン。

また、内容は令和7年度決算等を予定している。

議長 議案第26号について説明したが、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見なしのため、採決に入る。
議案第26号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第26号は原案のとおり決定した。
続いて、議案第27号「令和7年度愛媛県国民健康保険団体連合会通常総会提出議題について」事務局の説明を求める。

事務局 議案書128頁をお願いする。
令和7年度本会通常総会の提出議案について、次のとおり承認を求める。
議案書129頁をお願いする。
令和7年度の通常総会は、令和8年2月25日(水)午後1時30分からオンラインで開催し、議案書130頁から131頁にかけて令和8年度予算を中心に、議案第1号から議案第24号までの議決事項を提出する。

議長 議案第27号について説明したが、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見なしのため、採決に入る。
議案第27号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同 (異議なし)

議長 異議なしのため、議案第27号は原案のとおり決定した。
続いて、議案第28号「令和7年度国民健康保険事業及び介護保険事業功労被表彰

者の選定について」事務局の説明を求める。

事務局

議案書132頁をお願いする。

本会表彰規程に基づき、別冊のとおり被表彰者の推薦を受けたのでその選定を求める。

理事会議案書資料7頁をお願いする。

この表彰は、国民健康保険事業及び介護保険事業の推進発展に貢献し、その功績顕著な方を表彰することを目的として、本会理事長が規程に基づき行うものである。

本年度の被表彰の候補者は、第1号表彰 5名、第2号表彰 3名、第3号表彰 1名、第4号表彰 10名。合計 19名が候補となっている。

なお、候補者の詳細については、別冊3「令和7年度被表彰候補者推薦調書」のとおりとなっている。

また、今後は、本日の理事会で候補者を決定し、2月25日の通常総会において報告する。

議長

議案第28号について説明したが、意見、質問はないか。

役員一同

(意見、質問なし)

議長

意見なしのため、採決に入る。

議案第28号を原案のとおり決定することに異議はあるか。

役員一同

(異議なし)

議長

異議なしのため、議案第27号は原案のとおり決定した。

以上で議案は全て終了した。

次に、その他として3件を一括して事務局より説明する。

事務局

議案書133頁をお願いする。

(その他1)

令和8年度本会収支予算書について、別冊4の「令和8年度収支予算書(案)」は、厚生労働省からの通知に基づき作成した複式簿記によるものである。

総会で予算が承認されたら本会ホームページに掲載する。

(その他2)

「中期財政見通し」について説明する。

理事会議案書資料9頁をお願いする。

国民健康保険の被保険者が激減することによる手数料収入減など、連合会を取りまく財政状況を鑑みて、令和9年度から11年度の、中期財政見通しを策定する旨を、令和7年7月開催の理事会において説明していたが、概要がまとまったので報告する。

説明の流れとして、試算結果の全体像、次に、会計の中でも国保特別会計の状況、最後に、今後の対応の方向性に絞って説明する。

1 試算結果

① 全体

制度改正、団塊世代の後期高齢者への移行や、人口減少などにより、会計別で見ると各会計で収支差が生じている状況である。

令和9年度から11年度の見通し期間中において、国保特別会計は収支差で赤字を見込むが、保有する繰越金等を活用することで直ちに財政運営に支障をきたす状態にはない。

しかし、令和11年度には、財政調整基金の取り崩しが必要となる見込み。

また、国保以外の特別会計は、黒字基調での推移を見込んでいる。

② 主な特別会計

国保、後期高齢者、介護保険の主な特別会計の当初予算額の推移を記載している。

・診療報酬審査支払（国保）特別会計

当初予算の収支比較では、令和8年度から約4,400万円の赤字収支となっており、原因として、国保被保険者数の減少、令和9年度以降は赤字幅が大幅に広がっている。

これは、国の進める医療DXに関連し、社保分の「地方単独医療費等助成」いわゆる「地単公費」の審査支払業務が、本会から支払基金へ移管されることが大きな原因となっている。このことについて、理事会資料11頁で説明する。

本会での社保分の「地単公費」の審査支払業務を終了するに至った背景等を説明する。

現在、厚生労働省が進める診療報酬改定DXの取り組みにより、都道府県を跨いだ地単公費の現物給付が可能となるようシステム改修が進められている。

本会では、平成15年度から地単公費の審査支払業務を市町から受託しているが、仮に今までどおりに本会が社保分の審査支払業務の受託を継続すると、県内社保の被保険者が、県外の医療機関等を受診した場合、現物給付ではなく償還払いとなる。

また、医療機関等においても、併用レセプト請求ではなく、専用明細書による請求が必要となる。

このため、本会では社保の被保険者が愛媛県外の医療機関等で現物給付が可能となるよう、県内市町や医療機関の準備が整い次第、社保分の審査支払業務の受託を終了する準備を進めている。

以上の状況により、国保被保険者数の減少に加え、令和9年度から社保分の地単公費の審査支払業務の受託を終了すると仮定した場合、令和9年度は約1億円、令和11年度においては1億2,600万円まで赤字幅が拡大する見込みである。

その補填については、繰越金や減価償却引当資産にて対応したいと考えている。

また、この国保特別会計は、令和6年度と7年度の当初予算からすでに赤字で予算編成を行っていたが、令和6年度決算では大規模システムの入札減少金や、その他の業務改善による経営努力により、決算時にはプラスとなっている状況である。

また、令和7年度の決算見込みだが、同じく業務の効率化等により、単年度収支は黒字を見込んでいる。

・後期高齢者医療制度関係業務等特別会計

歳入面では、団塊世代の後期高齢者移行後も被保険者数はしばらくの間、増加するものと考え、それに伴い審査支払手数料が増加する。

また、歳出面ではシステムのクラウド化により電算委託費が減少することで、当面の間は、収支プラスが続くと試算している。

・介護保険関係業務特別会計

介護保険についても高齢化の進展により手数料収入は増加し、各年度による国保中央会負担金の変動など支出のばらつきはあるが、安定して収支プラスの状況となる。

また、資料に記載はしていないが、障害者総合支援と特定健診の特別会計の収支については、ほぼ均衡の状態である。

2 今後の対応

国保特別会計では、令和11年度から財政調整積立基金の取り崩しが見込まれる。

よって、今後とも、AIを活用した業務効率化などによる歳出削減に取り組むが、より効率的で持続可能な運営体制とするため、令和11年度から13年度を期間とする、経営改善計画を策定する必要があると考える。

策定にあたり、令和8年度から協議が開始される、令和9年度以降の、支払基金との「システムの共同開発・共同利用」に係る国保中央会への負担金額。

令和9年度に予定している、地単公費の社保分の審査支払業務の委託が終了した

場合の影響額。

以上、令和9年度から本会の経営に大きな影響を及ぼすこれらの要因を踏まえる必要があることから、令和9年度から経営改善計画の策定を開始し、令和10年2月開催の総会・理事会において経営改善計画（案）を説明し、令和10年7月開催の総会・理事会にて公表したいと考えている。

なお、経営改善を図っても、なお、国保特別会計に赤字が生じる場合には、国保手数料の引き上げを検討したいと考えている。

また、他会計では繰越金の状況を踏まえ、収支均衡の考え方から、手数料の引き下げが必要な会計では引き下げを検討したいと考える。

最後に、今回の報告は「未定稿」の「概要版」とし、「正式版」については令和8年度7月以降の理事会・総会で説明したいと考えている。

(その他3)

令和8年度愛媛県在宅保健師等会について

1 概要

国の政策により保健事業の重要性が増している一方、保険者では、保健師の確保が喫緊の課題となっていることから、保険者が行う保健事業の支援を実施する目的で、愛媛県在宅保健師等会を令和6年度に再設置した。

2 会員

会員数は20名、また、令和8年度からは保険者ニーズに応えるべく、新規事業として、「重複・多剤投与者への訪問、電話指導に関する業務」を開始する予定である。

3 令和7年度の活動状況

表に記載のとおり、2保険者からの委託があった。

4 今後について

県下全域の保険者支援が可能となるよう、特に南予地区の会員がいないことから、引き続き会員の募集を行い、業務拡大に努めたい。

については、保険者が発行している住民向けの広報誌に、本会への入会案内の掲載をお願いしたい。

今後は、保険者が行う保健事業の一助となるよう、さらに活動を進めるので、ご活用をお願いする。

議長

只今説明したが、意見、質問はないか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 意見なしのため、その他について終了する。
その他、事務局より他に何かあるか。

事務局 (特になし)

議長 以上で議決事項等全て終了、理事から何かあるか。

役員一同 (意見、質問なし)

議長 他に意見、質疑がないため、以上で終了する。